様式第２（第４条関係）

労働環境の確認に関する特約条項（業務）

　（総則）

第１条　この特約条項は、高浜市と受注者との契約に高浜市公契約条例（令和５年高浜市条例第１号）第９条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するための措置を適用するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

　（労働環境確認報告書の提出）

第２条　受注者は、本契約の履行に係る作業現場における自ら使用する労働者の労働環境について労働環境確認報告書を、本契約の締結後、速やかに発注グループリーダーに提出しなければならない。

２　受注者は、本契約に係る業務の一部を下請負者に委任し、又は請け負わせるときは、委任又は請負に係る契約の締結後、速やかに当該下請負者に労働環境確認報告書の受注者への提出をさせなければならない。

３　受注者は、前項の規定により提出を受けた労働環境確認報告書を発注グループリーダーに提出しなければならない。

４　前２項の規定は、数次にわたり委任又は請負に係る契約を締結するときも同様とする。